

入 札 説 明 書

調達内容等件名 広島市水道局高陽浄水場で使用する電気

公 告 日 令和3年12月16日
(広島市報調達号外644号)

上記に係る入札等については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

広島市水道局財務課契約係

項目及び構成

- 1 契約者
- 2 契約担当部局
- 3 調達内容
- 4 競争入札参加資格
- 5 一般競争入札参加資格申請書の提出
- 6 一般競争入札参加資格確認通知
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 8 契約条項を示す場所
- 9 入札の方法
- 10 開札
- 11 その他

契約書（案）及び仕様書

- 別紙1 令和2年度最大使用電力日における負荷曲線
- 別紙2 令和3年度最大使用電力日における負荷曲線
- 別紙3 使用予定電力量及び実績
- 別紙4 日別・時間別使用電力量の実績

- 別添 一般競争入札参加資格確認申請書
- 入札参加資格の確認に係る納税証明書について
- 入札書（指定様式）
- 入札附属書
- 委任状
- 仕様書等に関する質問書（指定様式）
- 入札書等の提出について

1 契約者

広島市水道事業管理者

2 契約担当部局

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局財務課契約係

電話 082-511-6826 (直通)

3 調達内容

(1) 調達等件名及び数量

広島市水道局高陽浄水場で使用する電気

予定使用電力量 2,418,700kWh (1年間)

(2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで (1年間)

(5) 履行場所

広島市水道局高陽浄水場

広島市安佐北区落合南六丁目1番1号

4 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市水道局契約規程第4条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「物

品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「16-01 電力供給」に登録している者であること。

当該広島市競争入札参加資格を有していない者で、本件入札に参加を希望するものは、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて、次のとおり提出すること。

ア 申請期間

入札公告の日から令和4年1月13日（木）までの広島市の休日を定める条例（平成3年条例第49号）第1条第1項の各号に掲げる市の休日（以下「市の休日」という。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先

次の場所において交付し、又は広島市のホームページ

(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のフロントページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「資格審査申請や変更届など」→「物品・役務等競争入札参加資格申請について（WTO案件）」に掲載する。

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部物品契約課

電話 082-504-2083（直通）

ウ 申請方法

申請書等は、前記イ（申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先）の場所に持参するものとし、郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。

エ 申請者の義務

申請者は、本局から申請書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本局の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、本局から一般競争入札参加資格申請書等に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

一般競争入札参加資格確認申請書は、広島市水道局のホームページ
(<http://www.watercity.hiroshima.jp/>) のトップページ右側の「契約情報」→「発注見通し・
入札公告・入札結果」→「入札公告・入札結果」の「令和4年度案件」(以下、同じ。)からダ
ウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は、次により交付
する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和4年1月20日(木)までの市の休日を除く午前8時30分から
午後5時まで。

イ 交付場所

前記2(契約担当部局)に同じ。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 提出期間

前記(1)アに同じ。

イ 提出場所

前記2(契約担当部局)に同じ。

ウ 提出方法

郵送(配達証明付書留郵便に限る。)又は持参。なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵
便とし、提出期限日の午後5時までに必着させること。

6 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札の参加資格を有すると認めた者には、
一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格を有する者であると認められた者が、前記4の各号いずれかの条件を欠いた
ときは、競争入札参加資格を喪失する。

8 契約条項を示す場所

(1) 契約条項を示す場所

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、次
により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和4年2月2日（水）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

前記2（契約担当部局）に同じ

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(3) 仕様書等に関する質問

ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。

なお、仕様書等に関する質問書は、広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(ア) 提出期間

入札公告の日から令和4年1月13日（木）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(イ) 提出場所及び問合せ先

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局技術部調整課

電話 082-511-6861（直通）

(ウ) 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便）又は持参とする。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以後において、広島市水道局のホームページからダウンロードできる。なお、上記ア(ア)の期間の経過後に質問書を提出した場合は、入札書等の提出期限までに当該質問に対する回答ができないおそれがある。

9 入札の方法

(1) 入札書の提出場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

(2) 入札書及び入札附属書の提出期限

令和4年2月2日（水）の午後5時までに提出すること。

郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、令和4年2月2日（水）の午後5時までに必着させること。

(3) 入札書及び入札附属書の作成方法等

ア 入札書及び入札附属書は日本語で記載すること。また、入札金額及び入札附属書に記載する金額は日本国通貨とする。

イ 入札書は、本局所定の用紙によること。

ウ 入札書（指定様式）の記載項目

(ア) 入札書第何回

(イ) 年月日「令和 年 月 日」（提出日を記入すること。）

(ウ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）

(エ) 入札金額（参考 1年間の予定総額）及び入札金額を1年間の予定使用電力量で割った額

(オ) 基本料金単価（契約電力に対する契約希望単価）

(カ) 電力量料金単価（予定使用電力量に対する契約希望単価）

(キ) 割引料金（月額）

(ク) 「消費税法第9条第1項の適用について」は、該当の数字を○印で囲むこと。

（注） 記載するに当たって、次の点に注意すること。

1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。

2 外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

3 入札金額の訂正は認めない。

4 本入札書に記載する入札金額（参考 1年間の予定総額）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札附属書により見積もった1年間の予定総額の110分の100に相当する金額を記載すること。

エ 入札附属書の記載項目

仕様書に示した契約電力及び予定使用電力量に対して、契約電力及び予定使用電力量の契約希望単価並びに割引がある場合はその割引料金を控除して計算した結果を記載すること。

ただし、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」の様式に積算の内訳を記載できない場合は、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」を見本に、入札金額（参考 1 年間の予定総額）の積算の内訳を任意様式（用紙はA 4 サイズ（定型）とし、2 ページ以上に及ぶ場合には袋とじをすること。）に記載して提出すること。

なお、入札附属書の積算に誤りがある場合、また、入札附属書が入札書記載金額と対応していない（金額が一致していない）場合は、入札書を無効とする。

- (ア) 標題「入札附属書（入札書積算内訳 第何回）」
- (イ) 年月日「令和 年 月 日」（提出日を記入すること。）
- (ウ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名（代理人が入札する場合は代理人の氏名）
- (エ) 仕様書に定めた標準力率での契約電力に対する各月の基本料金の契約希望単価（標準力率の変動に対する積算を伴う場合はその積算方法。複数設定可能。）
- (オ) 予定使用電力量に対する電力量料金の各月の契約希望単価（複数設定可能。）、金額及び積算方法
- (カ) 割引がある場合、その割引料金及び積算方法
- (キ) 各月の基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を差し引いた合計金額
- (ク) 1 年間の予定使用電力量、予定総額
- (ケ) 1 年間（履行期間）における基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を控除した合計金額及び当該合計金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額（予定総額）

（注） 記載するに当たって、次の点に注意すること。

- 1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とする。
- 2 基本料金及び電力量料金の単価には、1 円未満の端数を含むことができる。ただし、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に 1 円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入すること。
- 3 別紙入札附属書に示した予定使用電力量は、使用月の日量を集計したものである。

(4) 入札書及び入札附属書の提出方法等

ア 入札書及び入札附属書を直接提出する場合は、入札書及び入札附属書を同一の封筒に入れ封印し、かつ、封皮に商号（名称）及び「令和 4 年 2 月 3 日開札（広島市水道局高陽浄水場

で使用する電気)の第1回入札書在中」の旨を記載し、前記2(契約担当部局)に入札書の提出期限(前記9(2))までに提出しなければならない。

なお、開札日には、第1回目の入札で落札者がいない場合は続けて入札を行うため、第2回目、第3回目の入札書及び入札附属書を準備しておくことをおすすめします。また、開札に立ち会わない場合は、入札回数に相応する入札書及び入札附属書を同封して提出すること。

(別添「入札書等の提出について」参照)

イ 入札書及び入札附属書を郵便(配達証明付書留郵便に限る。)により提出する場合は、入札回数は3回を限度とするので、入札回数に相応する3通の入札書及び入札附属書を作成し、入札書をそれぞれ封筒に入れて、糊付け箇所に「メ」などを記入して封字し、その封皮には入札者の商号(名称)を記載し、「令和4年2月3日開札(広島市水道局高陽浄水場で使用する電気)の入札書第何回目在中」と朱書すること。これらを封筒に入れて二重封筒とし、表面に「令和4年2月3日開札(広島市水道局高陽浄水場で使用する電気)の入札書在中」と朱書し、親展により前記2(契約担当部局)あて入札書の提出期限(前記9(2))までに必着させなければならない。(別添「入札書等の提出について」参照)

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札書等の提出後は、入札(開札)日時前であっても、提出された入札書等の引換え、差換え又は撤回等は認めない。

(5) 無効の入札書

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に前記4(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

イ 一般競争入札参加資格申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 再度入札等を実施する場合において、直前の入札(無効となった入札を除く。)の最低価格以上の価格でした入札

オ その他広島市水道局契約規程第10条各号のいずれかに該当する入札(ただし、外国事業者が同条第1号の押印に代えて署名したものは除く。)

カ 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年広島市水道局規程第11号)第7条第5項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときにおける入札

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、別添の様式による委任状を開札時まで提出すること（外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。）。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(7) 入札回数

3回を限度とする。

(8) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があつた場合、事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があつた場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

また、開札後においても発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

(9) 入札方法

ア 入札書の入札金額は、入札附属書により見積もつた1年間の予定総額の110分の100に相当する金額を記載すること。

イ 入札書には、入札附属書に記載した契約希望金額の単価を記入すること。

ウ 落札の決定に当たっては、総価により行う。

(10) 契約方法

契約は、入札書に記載された基本料金単価及び電力量料金単価（当該金額に1円未満の端数を含むことができる。）で行う。

(11) 燃料調整費等

入札価格の算定に当たっては、燃料調整費及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含まないものとして入札すること。

10 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和4年2月3日開札 午前11時30分

広島市水道局基町庁舎10階 入札室

(2) 開札

ア 入札参加者は、開札に立ち会うこと（立ち会うことができる者は、1名とする。）。立ち会うことができない場合は、開札時刻までに前記2の契約担当部局に連絡すること。入札参加者が立ち会わない場合、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

- イ 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。
- ウ 入札参加者は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ「競争参加資格を証明する書類（資格審査結果通知書の写し）」及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- エ 入札参加者は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場所から退場することができない。
- オ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ア 本件公告に示した調達サービスを履行できると本局が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札日の翌日（市の休日でない日）にくじ引により落札者（落札者となるべき者）を決定するものとする。ただし、同価の入札をした者の全てが立会している場合には、開札後直ちに、くじ引により落札者を決定する。

なお、くじ引をしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引を行う。
- ウ 他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除する。（広島市水道局契約規程第12条第3号、第34条第7号）

(3) 契約手続における交渉の有無

無

(4) 契約書の作成等

- ア 落札者は、落札決定した日から5日以内の日（最終日が、市の休日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い市の休日でない日）に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アの日に契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市競争入札参加資格を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、契約予定金額に基づく総支払予定額に対する入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、本局及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は本局が交付する。

オ 本契約は、本局が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。ただし、外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

(5) 契約条項

別紙契約書（案）のとおり。

(6) 本件公告に示した契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。

また、本局は当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(7) 本調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（以下「協定」という。）及び2012年3月30日ジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」（以下「改正協定」という。）の適用を受ける調達であるため、協定第20条及び改正協定第18条に定める苦情処理手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約の執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保及び契約解除を行うことができる。

契 約 書（案）

広島市（以下、「発注者」という。）と、〇〇〇〇株式会社（〇〇〇〇部）（以下、「受注者」という。）とは、広島市水道局高陽浄水場で使用する電気の需給に関し次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の広島市水道局高陽浄水場で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価（以下、「電気料金」という。）を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、次のとおりとする。

基本料金 単 価	〇, 〇〇〇. 〇〇円/kW（消費税及び地方消費税を含む。）
電力量料金 単 価	〇〇. 〇〇円/kWh（消費税及び地方消費税を含む。）

2 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者と受注者とが協議して、これを改定できる。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和4年2月〇〇日から令和5年3月31日までとする。（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

（履行期間）

第4条 履行期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第7条 発注者の使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量から変動することができる。

（契約電力の増減）

第8条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合は、発注者と受注者とが協議して、契約電力を決定するものとする。

2 前項の規定により契約電力が500kWを超え発注者と受注者とが協議の上契約電力を決定した後に、発注者が契約電力を超えて電気を使用した場合は、超過金の支払について発注者と受注者とが協議を行い、超過金の支払が適当であると認められた時は、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者の指定する期限内に支払うものとする。

（使用電力量の計量及び検査）

第9条 毎月の電力量の計量日は、発注者と受注者とが協議の上各月ごとに定めるものとし、受注者は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を計量し、発注者の指定する職員等の検査を受けなければならない。

（電気料金の算定）

第10条 電気料金は、基本料金と電力量料金の合計額から割引料金を引いた額とする。（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）

2 基本料金は、契約電力に第2条第1項の基本料金単価を乗じて得た額とする。ただし、受注者は、

仕様書に定めのある標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができるものとする。

3 電力量料金は、前条により読み取った1月の使用電力量に第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額とする。ただし、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、燃料費調整を行う場合は、算定方法等について、あらかじめ発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

4 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）により経済産業大臣が定めた再生可能エネルギー発電促進賦課金単価によって、算定するものとする。

（電気料金の支払及び遅延利息）

第11条 受注者は、第9条に定めた検査終了後、前条により算定した額を1か月毎に請求するものとする。（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）

2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領した後、受注者が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、受注者が指定した期日までに電気料金を支払わない場合においては、受注者は、当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を発注者に請求できるものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

（談合行為等の措置）

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

(3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。

(4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金（各年度の支払予定額のうち最も高い額）の20パーセント（ただし、前項第4号に該当するときは、10パーセント。）に相当する額を、損害金として発注者に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

3 前2項の規定において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

（契約解除）

第13条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めたときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めたとき。

(2) 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(4) 警察等捜査機関からの通報等により、法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等（広島市

発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。)が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

- ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団
- イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等
- ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等
- エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者経営支配法人等
- オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 受注者は、前項第3号から第5号のいずれかの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、第1項第3号から第5号の規定により契約を解除されたときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金(各年度の支払予定額のうち最も高い額)の10パーセントに相当する額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

(契約解除後の処理)

第14条 契約が解除された場合には、第1条の義務は消滅する。

2 発注者は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月の電力の供給を受けているときは、次の各号により算定した額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を受注者に支払うものとする。

(1) 契約を解除しなかったものとした場合の同月の基本料金を、同月の契約解除した日までの日数を1か月30日として按分した額。

(2) 同月の計量日から契約を解除した日までに使用した同月の電力量に、第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額。

3 前項の支払は、第11条に従うものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等(暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第4項において同じ。)から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行わなければならない。

4 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

5 受注者は、前項の被害により電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行うものとする。

(守秘義務)

第16条 発注者及び受注者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

2 発注者及び受注者は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

(特約事項)

第17条 本契約について、次年度の予算が減額・削除された場合には、本契約の変更・解除を行うことがある。また、発注者は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第18条 本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、入札附属書等に示された条件に基づき、発注者と受注者とが協議して決定する。

2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立の管轄は、広島地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年2月〇〇日

発注者 広島市中区基町9番32号

広島市

代表者 広島市水道事業管理者

広島市水道局長 友広 整二

印

受注者 〇〇県〇〇市〇区〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

職名 氏名

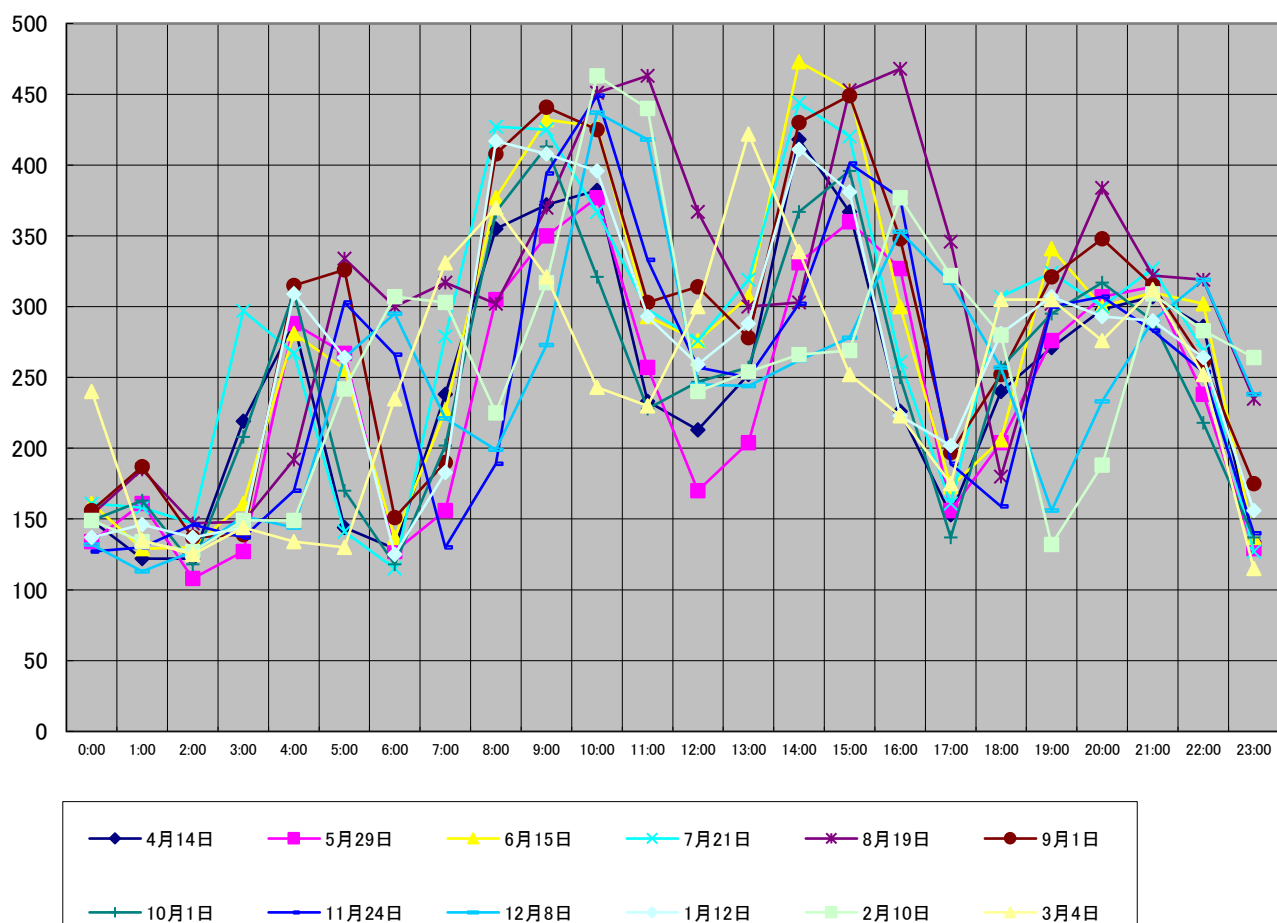
印

仕 様 書

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	広島市安佐北区落合南六丁目1番1号 広島市水道局高陽浄水場
受 電 設 備	高陽浄水場受変電所
業 種 及 び 用 途	産業用
供 給 電 気 方 式	交流3相3線式
標 準 電 圧	6, 0 0 0 V (受電電圧 6, 6 0 0 V)
標 準 周 波 数	6 0 H z
受 電 方 式	1回線受電
契 約 電 力	6 2 0 k W (契約上使用できる最大電力をいい、3 0 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	9 9 %
予 定 使 用 電 力 量	2, 4 1 8, 7 0 0 k W h / 年
使 用 期 間	令和4年4月1日 0 : 0 0 ~ 令和5年3月31日 2 4 : 0 0
検 針 方 法	自動検針記録 (検針日は原則毎月1日)
電 力 量 計 (自動検針装置)	製造メーカー：富士電機メーター株式会社 型 式：F P 3 E 1 4 - R (パルス 2 0 0 0 pulse / kWh) (電子式精密電力計通信機能付)
需 給 地 点	場内の受電柱 6 k V 配電線引込口の気中開閉器の電源側端子
保安責任分界点	需給地点に同じ
財 産 分 界 点	需給地点に同じ
事故・災害時の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により、広島市水道局高陽浄水場への電力供給が停止した場合には、迅速に対応し、業務に支障が生じることがないように努めること。
そ の 他	・入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。 ・自動力率調整 (中央監視盤による制御) を行っている。 ・小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、一般送配電事業者の負担とする。 ・その他必要な事項は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款による。

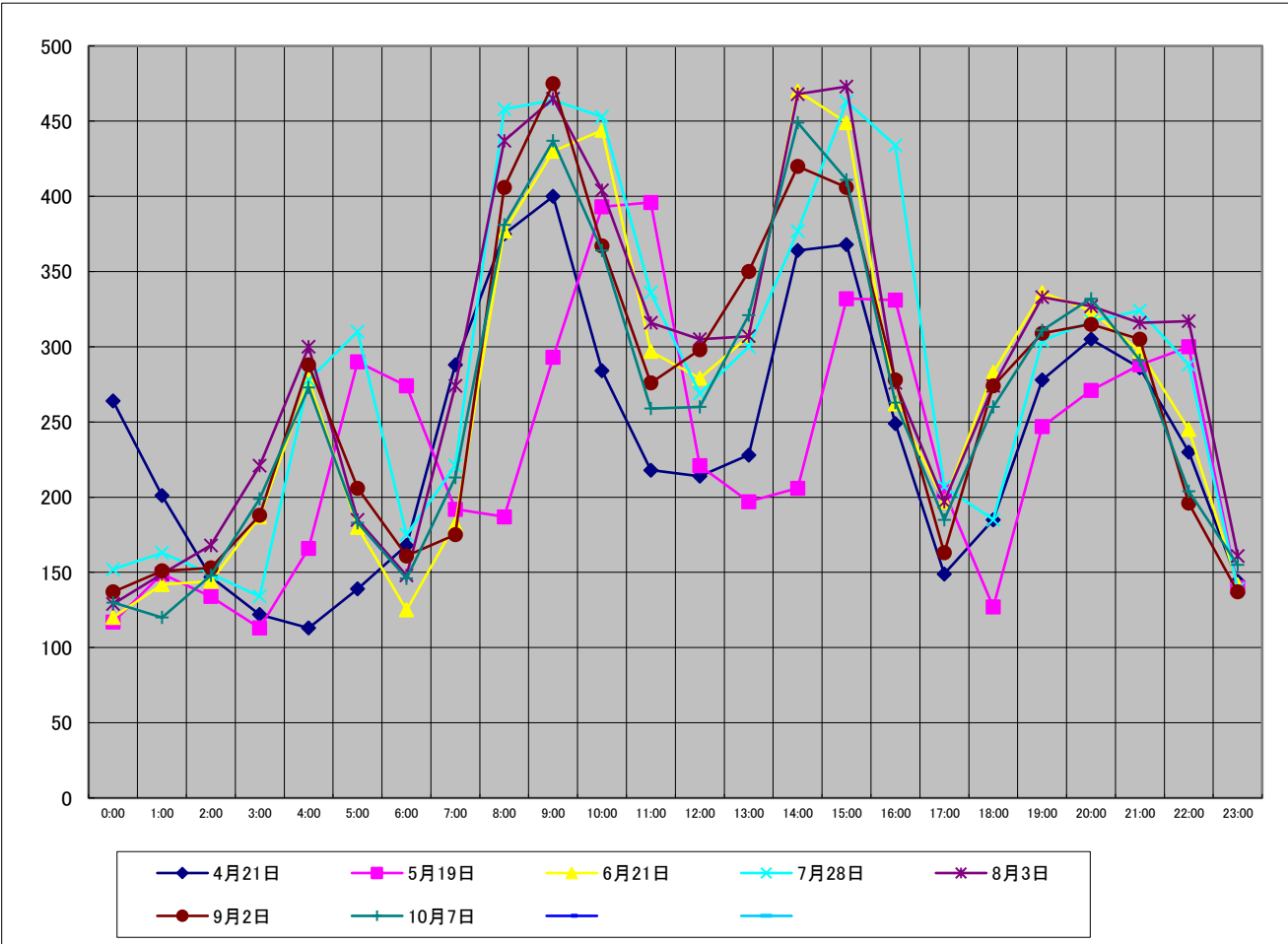
令和2年度最大使用電力日における負荷曲線（単位：kWh）

区分	4月14日	5月29日	6月15日	7月21日	8月19日	9月1日	10月1日	11月24日	12月8日	1月12日	2月10日	3月4日
0:00	149	134	161	161	153	156	149	127	132	137	149	240
1:00	122	161	129	158	185	187	163	130	113	146	134	135
2:00	122	108	130	147	147	137	118	146	127	137	127	125
3:00	219	127	161	297	148	139	208	137	152	144	149	144
4:00	288	288	281	267	192	315	310	170	144	309	149	134
5:00	144	267	256	141	334	326	170	303	264	264	242	130
6:00	129	127	137	115	300	151	118	266	295	125	307	235
7:00	238	156	226	279	317	190	202	130	221	183	303	331
8:00	355	305	377	427	302	408	367	189	199	417	225	370
9:00	372	350	432	425	370	441	413	394	273	408	317	321
10:00	382	377	427	367	451	425	321	449	437	396	463	243
11:00	233	257	293	298	463	303	228	333	418	293	440	230
12:00	213	170	276	276	367	314	247	257	245	259	240	300
13:00	252	204	307	319	300	278	257	250	244	288	254	422
14:00	418	331	473	444	303	430	367	302	262	411	266	339
15:00	367	360	453	420	453	449	396	401	278	381	269	252
16:00	226	327	300	261	468	348	250	377	353	223	377	223
17:00	153	156	173	161	346	197	137	189	317	202	322	175
18:00	240	204	206	307	180	252	257	159	257	281	280	305
19:00	271	276	341	324	302	321	295	300	156	307	132	305
20:00	298	307	300	300	384	348	317	307	233	293	188	276
21:00	307	314	310	327	322	315	290	283	290	290	309	312
22:00	286	238	302	269	319	261	218	254	319	264	283	252
23:00	134	129	137	127	235	175	137	140	238	156	264	115
合計	5,918	5,673	6,588	6,617	7,341	6,866	5,935	5,993	5,967	6,314	6,189	5,914



令和3年度最大使用電力日における負荷曲線（単位：kWh）

区分	4月21日	5月19日	6月21日	7月28日	8月3日	9月2日	10月7日					
0:00	264	117	120	152	129	137	130					
1:00	201	149	142	163	149	151	120					
2:00	147	134	144	149	168	153	148					
3:00	122	113	187	134	221	188	199					
4:00	113	166	278	278	300	288	273					
5:00	139	290	180	310	185	206	183					
6:00	168	274	125	175	148	161	146					
7:00	288	192	182	221	274	175	213					
8:00	375	187	377	458	437	406	381					
9:00	400	293	430	464	465	475	437					
10:00	284	393	444	453	404	367	364					
11:00	218	396	297	336	316	276	259					
12:00	214	221	279	269	305	298	260					
13:00	228	197	307	300	307	350	321					
14:00	364	206	470	377	468	420	449					
15:00	368	332	449	463	473	406	411					
16:00	249	331	262	434	276	278	263					
17:00	149	204	197	207	197	163	185					
18:00	185	127	283	185	274	274	260					
19:00	278	247	336	304	333	309	311					
20:00	305	271	324	317	327	315	332					
21:00	286	288	297	324	316	305	291					
22:00	230	300	245	288	317	196	204					
23:00	144	140	142	139	161	137	155					
合計	5,719	5,568	6,497	6,900	6,950	6,434	6,295	0	0	0	0	0



別紙 3

1 使用予定電力量（月別・時間帯別）

令和4年度	使用量見込 (kWh)	時 間 帯 別 果 計																							
		0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
4月	196,029	4,730	5,410	6,520	7,200	6,690	6,110	5,410	7,480	10,980	12,600	11,120	7,760	7,130	8,130	11,270	11,800	8,410	5,940	8,610	10,260	10,330	10,170	7,050	4,919
5月	201,199	4,850	5,550	6,690	7,390	6,860	6,270	5,550	7,680	11,260	12,930	11,420	7,960	7,320	8,350	11,570	12,110	8,630	6,100	8,840	10,540	10,610	10,440	7,240	5,039
6月	199,335	4,810	5,500	6,630	7,320	6,800	6,220	5,500	7,610	11,160	12,810	11,310	7,890	7,250	8,270	11,460	12,000	8,550	6,050	8,760	10,440	10,510	10,340	7,170	4,975
7月	210,310	5,180	5,520	6,580	7,990	7,770	5,470	5,250	8,330	12,610	13,440	11,680	8,450	8,440	9,820	12,940	12,080	8,320	6,370	9,440	10,810	10,610	10,240	7,690	5,280
8月	211,301	5,200	5,550	6,610	8,030	7,810	5,490	5,270	8,360	12,660	13,500	11,730	8,490	8,480	9,860	13,000	12,130	8,350	6,400	9,480	10,860	10,660	10,280	7,730	5,371
9月	197,000	4,850	5,170	6,160	7,480	7,280	5,120	4,920	7,800	11,810	12,590	10,940	7,910	7,910	9,190	12,120	11,310	7,790	5,970	8,840	10,120	9,940	9,590	7,210	4,980
10月	200,508	4,840	5,530	6,660	7,360	6,840	6,250	5,530	7,650	11,230	12,890	11,380	7,930	7,290	8,320	11,530	12,070	8,600	6,080	8,810	10,500	10,570	10,400	7,210	5,038
11月	194,353	4,690	5,360	6,460	7,140	6,630	6,060	5,360	7,420	10,880	12,490	11,030	7,690	7,070	8,060	11,170	11,700	8,340	5,890	8,540	10,180	10,240	10,080	6,990	4,883
12月	206,861	4,990	5,710	6,880	7,600	7,060	6,450	5,710	7,890	11,580	13,300	11,740	8,190	7,520	8,580	11,890	12,450	8,870	6,270	9,090	10,830	10,900	10,730	7,440	5,191
1月	206,769	4,990	5,710	6,870	7,590	7,050	6,450	5,700	7,890	11,580	13,290	11,730	8,180	7,520	8,580	11,890	12,440	8,870	6,270	9,080	10,830	10,900	10,730	7,440	5,189
2月	191,253	4,610	5,280	6,360	7,020	6,530	5,960	5,280	7,300	10,710	12,290	10,850	7,570	6,950	7,930	11,000	11,510	8,200	5,800	8,400	10,010	10,080	9,920	6,880	4,813
3月	203,782	4,910	5,620	6,770	7,480	6,950	6,350	5,620	7,780	11,410	13,100	11,560	8,060	7,410	8,450	11,720	12,270	8,740	6,180	8,950	10,670	10,740	10,570	7,330	5,142
合計	2,418,700	58,650	65,910	79,190	89,600	84,270	72,200	65,100	93,190	137,870	155,230	136,490	96,080	90,290	103,540	141,560	143,870	101,670	73,320	106,840	126,050	126,090	123,490	87,380	60,820

2 使用電力量及び最大需要量の実績

利用月	使用量 (kWh)	最大需要 (kW)
4月分	162,763	454
5月分	159,494	413
6月分	174,746	485
7月分	182,753	490
8月分	197,777	516
9月分	175,714	497
10月分	165,360	439
11月分	160,661	454
12月分	167,040	454
1月分	173,674	478
2月分	153,941	470
3月分	165,948	442
合計	2,039,871	

[illegible]

日 別 ・ 時 間 別 使 用 電 力 量 の 実 績

別紙4

(単位 : kwh)

令和3年8月

8月分	1日(日)	2日(月)	3日(火)	4日(水)	5日(木)	6日(金)	7日(土)	8日(日)	9日(月)	10日(火)	11日(水)	12日(木)	13日(金)	14日(土)	15日(日)	16日(月)	17日(火)	18日(水)	19日(木)	20日(金)	21日(土)	22日(日)	23日(月)	24日(火)	25日(水)	26日(木)	27日(金)	28日(土)	29日(日)	30日(月)	31日(火)	総合計
00:00～01:00	163	134	129	149	151	164	166	171	164	146	151	146	166	151	159	175	118	153	139	154	141	144	136	144	161	144	135	159	188	163	159	4,723
01:00～02:00	127	132	149	165	171	168	158	235	127	159	149	137	139	245	273	180	149	152	130	134	113	178	135	156	124	173	149	137	144	312	139	5,039
02:00～03:00	197	161	168	166	132	122	171	302	305	139	132	235	290	321	343	274	139	117	132	149	242	297	189	154	168	139	148	170	134	230	139	6,005
03:00～04:00	327	185	221	130	192	262	321	168	292	237	204	312	240	168	178	326	201	262	173	319	305	223	286	161	320	192	214	322	142	132	276	7,291
04:00～05:00	172	276	300	259	324	326	231	139	140	305	316	144	130	132	173	178	322	297	304	221	125	140	192	305	228	320	293	218	160	132	291	7,093
05:00～06:00	140	245	185	324	185	125	117	132	148	144	197	123	110	164	173	175	154	123	216	108	134	136	158	235	124	189	180	122	144	154	124	4,988
06:00～07:00	156	156	148	201	129	149	156	166	164	123	149	153	164	172	168	151	115	144	140	154	130	152	135	141	159	135	158	147	276	151	147	4,789
07:00～08:00	192	230	274	228	293	314	252	264	156	297	240	257	268	252	254	236	218	237	204	271	163	146	233	190	264	220	240	259	308	329	309	7,598
08:00～09:00	302	408	437	389	413	353	300	286	285	423	410	374	370	344	334	412	401	420	381	384	288	286	415	408	405	444	408	329	295	408	392	11,504
09:00～10:00	324	471	465	451	420	343	317	328	315	434	432	435	451	338	340	428	413	432	411	442	307	314	446	442	423	476	459	336	189	449	432	12,263
10:00～11:00	305	446	404	452	425	312	269	272	232	401	442	360	355	211	224	326	343	382	391	369	260	221	370	372	389	412	398	379	202	326	405	10,655
11:00～12:00	139	305	316	331	292	206	144	129	144	326	295	247	262	171	172	283	286	286	269	247	129	134	283	264	283	315	288	223	362	271	307	7,709
12:00～13:00	178	309	305	302	269	195	149	185	137	295	247	247	283	204	190	269	256	259	240	255	142	168	276	271	259	312	276	291	375	276	286	7,706
13:00～14:00	158	315	307	288	310	213	211	216	204	382	298	413	411	336	317	305	288	254	304	305	185	214	322	288	312	273	367	180	273	327	382	8,958
14:00～15:00	293	377	468	425	470	315	319	305	317	480	454	420	429	319	319	427	428	384	432	417	302	273	408	422	444	428	447	180	195	437	475	11,809
15:00～16:00	331	451	473	475	459	295	286	276	298	398	417	271	310	170	264	384	432	425	401	370	252	255	448	413	466	470	384	177	223	376	372	11,022
16:00～17:00	223	386	276	341	307	163	168	163	136	272	250	259	259	195	185	202	216	264	257	242	161	141	320	283	252	319	278	334	211	274	252	7,589
17:00～18:00	154	185	197	202	221	171	158	142	152	211	185	173	254	208	163	144	180	178	175	183	146	123	165	185	175	171	190	355	295	180	197	5,818
18:00～19:00	235	221	274	249	309	295	293	278	261	285	252	293	332	320	348	276	304	249	255	249	250	283	238	230	259	254	266	319	324	300	312	8,613
19:00～20:00	314	326	333	322	341	307	314	307	305	308	300	307	345	367	355	309	332	283	309	300	324	319	309	312	317	336	302	293	339	326	302	9,863
20:00～21:00	327	339	327	312	312	317	319	319	302	326	316	303	353	343	327	295	280	322	317	324	312	295	305	344	305	307	324	158	300	341	314	9,685
21:00～22:00	305	300	316	324	322	326	300	308	317	314	298	285	319	300	343	293	320	305	319	300	283	298	310	297	312	298	312	161	223	310	324	9,342
22:00～23:00	254	278	317	297	304	226	149	136	259	281	199	173	173	192	225	250	232	245	214	197	182	216	252	216	252	271	197	288	178	211	156	7,020
23:00～24:00	168	178	161	137	132	146	156	156	135	147	142	139	209	187	173	134	123	146	129	166	154	154	153	166	136	146	151	295	151	158	125	4,853
合 計	5,484	6,814	6,950	6,919	6,883	5,813	5,424	5,383	5,295	6,833	6,475	6,206	6,622	5,810	6,000	6,432	6,250	6,319	6,242	6,260	5,030	5,110	6,484	6,399	6,537	6,744	6,564	5,832	5,631	6,573	6,617	191,935

令和3年10月

10月分	1日(金)	2日(土)	3日(日)	4日(月)	5日(火)	6日(水)	7日(木)	8日(金)	9日(土)	10日(日)	11日(月)	12日(火)	13日(水)	14日(木)	15日(金)	16日(土)	17日(日)	18日(月)	19日(火)	20日(水)	21日(木)	22日(金)	23日(土)	24日(日)	25日(月)	26日(火)	27日(水)	28日(木)	29日(金)	30日(土)	31日(日)	総合計
00:00～01:00	142	134	136	151	158	145	130	146	132	109	118	145	144	143	139	196	140	137	148	147	132	122	108	107	104	126	130	122	114	116	119	4,140
01:00～02:00	292	160	153	135	130	125	120	120	224	150	142	147	189	294	133	283	126	122	132	123	116	117	121	138	146	112	110	181	134	136	126	4,737
02:00～03:00	260	270	248	117	129	181	148	155	293	292	152	170	275	236	268	190	204	142	102	126	136	152	143	151	132	125	136	293	133	136	211	5,706
03:00～04:00	129	220	278	270	314	303	199	264	153	224	118	292	211	146	269	143	304	258	301	152	141	136	121	110	100	137	133	166	218	228	265	6,303
04:00～05:00	148	155	143	268	206	177	273	266	121	136	260	210	158	147	147	139	168	258	235	238	240	120	113	256	245	116	105	103	277	269	160	5,857
05:00～06:00	141	136	134	125	110	120	183	145	147	155	306	139	129	136	124	117	115	128	106	278	287	301	301	276	285	244	123	135	144	143	140	5,353
06:00～07:00	154	99	103	139	141	140	146	166	144	121	131	133	123	127	131	135	140	148	128	170	133	288	288	112	158	295	288	132	117	108	97	4,735
07:00～08:00	340	215	160	244	266	289	213	246	225	167	172	273	337	343	278	271	129	211	181	141	129	185	108	114	133	274	274	244	152	120	116	6,550
08:00～09:00	385	297	303	390	361	359	381	377	293	317	397	394	387	392	381	275	242	349	332	245	262	173	133	201	206	157	316	351	363	295	297	9,611
09:00～10:00	410	279	273	408	418	419	437	445	315	288	421	402	398	369	399	291	310	413	398	386	397	305	291	287	381	246	248	420	399	300	282	11,035
10:00～11:00	274	266	295	365	342	370	364	339	213	261	330	252	286	351	377	218	312	412	355	374	384	366	292	287	420	390	208	241	300	225	271	9,740
11:00～12:00	256	141	180	246	244	250	259	242	123	144	289	261	282	289	258	124	118	225	232	250	239	292	211	181	252	357	178	188	199	137	146	6,793
12:00～13:00	259	124	123	234	232	242	260	281	151	144	282	252	225	237	215	122	130	229	195	186	197	184	127	129	231	223	352	219	206	130	121	6,242
13:00～14:00	323	128	127	264	323	282	321	314	233	135	316	343	356	279	319	152	149	232	230	208	217	204	130	121	250	180	363	254	175	97	96	7,121
14:00～15:00	410	298	247	426	431	418	449	411	277	230	455	420	431	434	431	289	237	391	386	277	268	182	102	135	350	169	209	333	304	284	186	9,870
15:00～16:00	379	299	297	420	385	423	411	404	234	311	411	335	335	396	329	270	282	407	358	350	359	324	256	287	394	210	205	328	361	285	287	10,332
16:00～17:00	239	132	164	255	244	313	263	254	158	252	234	229	239	216	250	171	184	236	186	321	352	344	298	293	298	338	173	159	217	111	241	7,364
17:00～18:00	150	151	169	173	175	190	185	149	124	134	171	151	209	192	188	139	140	171	168	176	166	237	188	118	164	284	228	123	134	124	135	5,206
18:00～19:00	296	257	280	263	277	199	260	265	276	198	320	311	319	292	302	233	257	269	265	157	119	112	132	184	199	278	289	268	232	270	162	7,541
19:00～20:00	314	295	281	277	301	304	311	321	322	306	304	318	295	288	288	303	304	297	277	280	296	215	255	302	283	208	301	298	297	275	273	8,989
20:00～21:00	276	289	304	306	311	325	332	293	301	311	293	285	310	320	318	304	296	285	321	318	317	298	283	268	266	130	285	277	276	273	278	9,049
21:00～22:00	307	298	310	320	300	282	291	266	283	299	320	298	278	318	257	292	284	306	309	293	277	260	270	269	271	242	257	284	291	285	288	8,905
22:00～23:00	171	146	167	178	179	221	204	148	159	230	197	160	145	136	125	145	182	194	210	240	283	295	259	247	269	277	128	220	227	163	270	6,175
23:00～24:00	116	121	128	130	147	154	155	139	145	145	128	113	132	144	141	137	150	120	141	147	166	163	137	116	132	259	125	125	126	125	104	4,311
合 計	6,171	4,910	5,003	6,104	6,124	6,231	6,295	6,156	5,046	5,059	6,267	6,033	6,193	6,225	6,067	4,939	4,903	5,940	5,696	5,583	5,613	5,375	4,667	4,689	5,669	5,377	5,164	5,464	5,396	4,635	4,671	171,665